

こども基本法及びこども家庭庁動画・パンフレット 一覧

	こども基本法		こども家庭庁
	パンフレット	動画	動画
やさしい版	  <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	 <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	 <p>https://youtu.be/c_rEkL-nYAE</p> 
(一般向け)	  <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</p> 	 <p>https://youtu.be/kXnUU A-voFM</p> 

<関連資料>



こども家庭庁パンフレット(令和4年9月公開)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/955ad890-b9a8-4548-ba93-aba03c6ef54e/aad04e98/20230113_resources_cfa_overview_brochure_01.pdf



子ども基本法とは？

概要

子どもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

子ども基本法は、こうした社会を目指して子どもや若者に関する取組「子ども施策」を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。

令和5年4月に、子ども家庭庁が創設されるのと同時に、子ども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「子ども基本法」のことを知っていただき、

「子どもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



子ども施策における
「子ども」の定義

子ども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「子ども」としています。

Q. 子ども施策を決める上で大切なことはありますか？

A

子ども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべての子どもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべての子どもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべての子どもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、子どもの今とこれからのため
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。

